

自転車用ヘルメット 購入費補助制度



申請は対象者
1人につき
1個限り

過去に補助対象と
なった人は対象外

児童生徒等と高齢者の自転車乗車時におけるヘルメットの着用を促進し、交通事故の被害軽減を図るため、自転車用ヘルメットの購入費用の一部を市と県で補助します。

対象者

①刈谷市在住の令和7年3月31日時点で
満7歳～満18歳の方

※平成18年4月2日～平成30年4月1日生まれ

②刈谷市在住の令和7年3月31日時点で
満65歳以上の方

※昭和35年4月1日以前生まれ

補助額

ヘルメット購入費用の **5割**
(上限2,000円、100円未満切り捨て)

※購入時のポイント利用、値引き分は除く

補助対象となる自転車用ヘルメット

◆令和6年4月1日(月)以降に刈谷市内の店舗で購入した新品のもの
(自転車販売店やホームセンター、専門店等)

◆SG基準等の安全基準に適合するもの

※主なマーク



SGマーク



JCF公認マーク



CEマーク(EN1078)

気を付けて!

「CEマーク」は、
「CEマーク(EN1078)」
のみ対象カリ!



※購入時に販売店舗へこの補助金を利用する旨を必ずお伝えください。

※未使用品や中古品は対象外です。

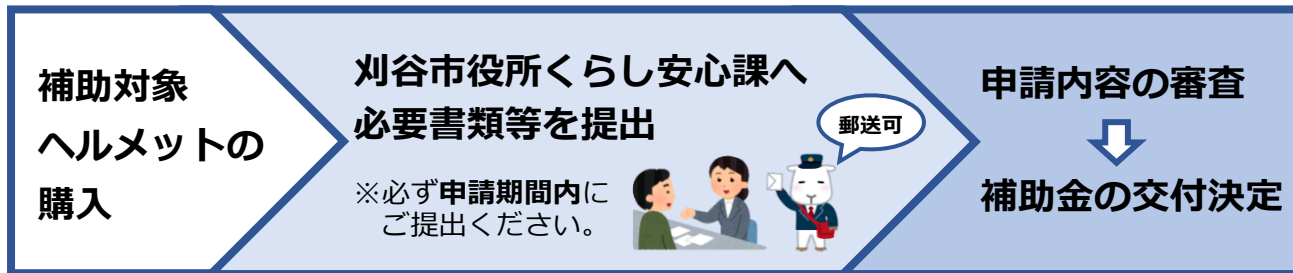
購入実績店舗等詳細はこちら! ▶



お問い合わせ先

刈谷市役所 暮らし安心課 交通防犯係 TEL 0566-62-1010

補助金を受け取るまでの流れ



申請期間について

購入日	申請期間
令和6年4月1日（月曜） ～令和6年12月30日（月曜）	購入日翌日から起算して90日以内
令和6年12月31日（火曜） ～令和7年3月31日（月曜）	令和7年3月31日（月曜）まで

※郵送の場合は、必ず**申請期間内**に暮らし安心課へ**到着**するようにしてください。

（送付先）〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地 刈谷市役所 暮らし安心課 交通防犯係

必要書類等

① 交付申請書兼請求書 ※ **本人用** と **保護者用** の2種類あります

▶ 市役所3階暮らし安心課窓口及び市ホームページで入手できます。

▶ **本人用** を使用

ヘルメット使用者が、申請日時点で満18歳及び満65歳以上の場合

※未成年者が自ら申請を行いたい場合は、「本人用」で申請することができますが、保護者の同意が必要なため、保護者同意欄に記名してください。

▶ **保護者用** を使用

ヘルメット使用者が、申請日時点で満7歳～満17歳（未成年者）の場合

※複数人いる場合は、保護者がまとめて申請できます。

② 自転車用ヘルメット販売証明書

※販売店舗が発行

③ 領収書またはレシートのコピー



申請内容の審査、補助金の交付決定

交付決定後、**交付決定通知書**を発送し、概ね**2か月後**に指定の口座へ振り込みます。

自転車に乗るときは、「自転車安全利用五則」を守りましょう！

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

